

随意契約締結状況

令和7年8月

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約にかかる 契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要事項 （備考）
1	庄内出張所屋根改修工事 数量：一式 （山形県赤十字血液センター）	総務部 経理課 宮城県仙台市泉区 明通2-6-1	令和7年8月25日	鶴岡建設株式会社 山形県鶴岡市泉町 5 番41号	7,392,000円	当該工事は施設の構造に影響する工事であり、また、施工にあたっては施設運営への影響が最小限となるよう調整・対応することが求められることから、当該施設を施工し、構造等を熟知している左記業者に依頼する必要がある、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
2	自家発電設備の予防的保全策としての整備（早期実施分） 数量：一式 （東北ブロック血液センター）	総務部 経理課 宮城県仙台市泉区 明通2-6-1	令和7年8月27日	ホーチキ株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目14番18号	1,595,000円	当該業者は対象設備の保守点検業者であり、設備の構造を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
3	自家発電設備の予防的保全策としての整備 数量：一式 （東北ブロック血液センター）	総務部 経理課 宮城県仙台市泉区 明通2-6-1	令和7年8月27日	ホーチキ株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目14番18号	1,595,000円	当該業者は対象設備の保守点検業者であり、設備の構造を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
4	非常用自家発電設備始動用蓄電池更新 数量：一式 （東北ブロック血液センター）	総務部 経理課 宮城県仙台市泉区 明通2-6-1	令和7年8月27日	ホーチキ株式会社東北支社 宮城県仙台市青葉区国分町二丁目14番18号	9,746,000円	当該業者は対象設備の保守点検業者であり、設備の構造を熟知していることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
5	移動採血車の修繕 数量：一式 （山形県赤十字血液センター）	総務部 経理課 宮城県仙台市泉区 明通2-6-1	令和7年8月29日	株式会社いそのボデー 山形県山形市西越25番地	1,640,650円	予定価格が250万円を超えない工事であるため。 （日本赤十字社会計規則施行細則第35条第1号）	